新経審　適切な運用で公正な評価を

建通新聞社 建設業法実務研究会　2008年経審改正説明会パネルディスカッション

●パネラー●

三栖真典氏（国土交通省総合政策局建設業課経営指導係長）
小池克彦氏（東建設株式会社社長、横須賀建設業協会会長）
高田守康氏（日本マルチメディア・エクイップメント代表）
中西豊氏（建設業法実務研究会会長）

コーディネーター／深田久仁昭（建通新聞社編集局次長）

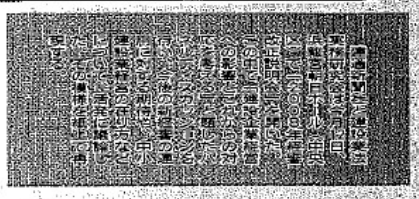

三栖　真典氏

主観評価導入に期待

高田　新経審を、貴社様をはじめとする建設業がうまく、活用できるかが課題です。

高田　確かに今回の改正は、各企業の評点の順位に大きな影響を与えるでしょう。

三栖　新旧経審は大きく変わっていますから、旧経審と新経審の評点を同一物差しで比較することには限界ありません。新経審で、新しい公共工事の企業評価の考え方を提示したのですから、その結果として、点数がガッタリランクが変わる会社があったとしても、やむを得ないことと考えています。

ただし、全体の点数が変化しているのに、発注者がそれを無視するように、将付金額や発注公共工事のまま、にしてしまう恐れがあります。

小池　克彦氏

高田　業者の立場からすると、入札参加資格申請に間に合わない発注者のスケジュールが、うのはどうか。その結果、「例えばAランクの会社が減ってしまう」といった状況になることは現実ではありません。各発注者の対応を促したいと思っています。

高田　適正な業績評価を行うためには、経審と合わせ、主観的審査項目の取り扱いも大切になるのではないでしょうか。各発注者への期待を期待しています。

三栖　国交省としても08年度は、「主観評価導入マニュアル」といった主観評価の考え方などを示したマニュアルを作成し、各発注者に周知していく予定です。さまざまな項目を主観評価の中に取り込んでいる自治体もあります。事例なども提示していきたいと考えています。

小池　特に地方の公共発注者は、経審に過ぎた反応をしがちです。経審は企業評価のファクターの一つに過ぎません。経審に振り回されて、経審のために会社の計画を変更してしまうようでは本末転倒です。

小池　確かに、経審に振り回されている状況というのは一つあると思います。本来、建設業者のあるべき姿は、技術力や会社の将来性、経営力などを高めることが自己目的ではありませんか。その点についてはわれわれも発注者に対する指導が足りないのでしょう。

ただ、「経審の点がすべて」という風潮が、一部発注者にあるのは現実です。地方の建設企業のためには、地域のニーズに合った主観評価で、評価し、地元に有用な企業を育成する施策が必要です。その点については、われわれも発注者に主張していかなければならないと感じています。

三栖　企業経営が経審に振り回されるケースがあることは、国交省としても承知しています。これまでは、銀行の評価なども一般社会での企業評価と方向に向かうように制度設計したつもりです。

高田　建設業は地域の振興産業です。建設産業政策の面から、今回の経審には、どんなメッセージがあられているのでしょうか。

三栖　新経審での評価基準は、大手と中小で異なる側面があります。会社として見たときに、求められる役割が、大手建設会社と地域の建設会社とで異なるからです。

中小については、社会性という部分の評価が重要と考えています。地域の建設会社は、災害時の最後の砦（とりで）であり、日本の基幹産業として、地域貢献に努めてほしいと思います。

また、新経審では、保険の加入など、大きなマイナスとなります。しっかりやっている会社とそうでない会社の点数に差がつくようになりました。利益については、頑張ってもなかなか増えずに上がらない面もあるかもしれません。「社会性」についても、努力で向上できる可能性があります。新経審では、中小建設業のそうした面を評価しようとしています。

中西　先ほど、新経審の分析データを発注機関に示すという話がありました。全体の傾向をつかみ、経審の目標とするためにも、中小と大手が区分できるのであれば、データを分けていただきたいと思います。新経審の目標となるデータがあれば、建設企業も分かりやすいでしょう。ぜひデータは公開してほしいと思います。

小池　確かに、点数の目安は必要です。われわれ建設企業は、公共工事が減少する中でも、必死に経営革新の努力を行っています。その目標になり得ます。

努力の結果については主観評価も含め、公正に評価していただきたい。一方で、企業としては、努力することが生き残るための大きな力になります。新経審に振り回されないよう心掛けながら、さらなる経営改善に向けて努力していかなければなりません。

中小建設業の役割を評価

高田　守康氏

高田　次に新経審と建設業経営をどう生かすかを考えていきます。

高田　特に地方の経営者の中には、経審に過ぎた反応をされるケースがあります。経審は企業評価のファクターの一つに過ぎません。経審に振り回されて、経審のために会社の計画を変更してしまうようでは本末転倒です。

小池　確かに、経審に振り回されている状況というのは一つあると思います。本来、建設業者のあるべき姿は、技術力や会社の将来性、経営力などを高めることが自己目的ではありませんか。その点についてはわれわれも発注者に対する指導が足りないのでしょう。

ただ、「経審の点がすべて」という風潮が、一部発注者にあるのは現実です。地方の建設企業のためには、地域のニーズに合った主観評価で、評価し、地元に有用な企業を育成する施策が必要です。その点については、われわれも発注者に主張していかなければならないと感じています。

三栖　企業経営が経審に振り回されるケースがあることは、国交省としても承知しています。これまでは、銀行の評価なども一般社会での企業評価と方向に向かうように制度設計したつもりです。

高田　建設業は地域の振興産業です。建設産業政策の面

審査方法などのバラツキ解消へ

中西　豊氏

中西　経審の審査方法などについて、全部道府県の担当者に直接聞きました。最終的な決定権は、各自治体にあるわけですが、国交省としても、国の考え方を示し、適切な審査を行うよう促しています。

三栖　経審の審査方法などについて、全部道府県の担当者に直接聞きました。最終的な決定権は、各自治体にあるわけですが、国交省としても、国の考え方を示し、適切な審査を行うよう促しています。

中西　同じような評点に新数値が入ると、完成工事高が高ければ、どのように評価するのですか。

三栖　公共工事については、CORINSなどのデータを指標として検証したいと思います。民間工事については、業種毎の負担になるような報告の提出義務を行うことになるでしょう。また、工事経歴書を公開し、相互監視するような仕組みをつくることも考えています。

中西　経審は総分析評点（Y）で評価される「総合利益」の考え方について、現実には設備の計上などにバラツキがあるのではないでしょうか。

三栖　何を一般管理費にするかなどは、会計基準で決まっています。それを恣意（しい）的に操作するということは虚偽申請と認識してください。

とはいえ、現実的には、中小・零細企業では経費が安く経理を担当し、自中に技術に出る場合もあります。そういった点については、実態に即した形で、認められる範囲で計上してほしいと思います。

小池　地方自治体によって、申請書類のチェック体制・方法が違う場合があります。「最低でもこういったチェックをしなさい」と国から指導してほしいのですが。

建設業許可・経審のことなら専門家（行政書士）にお任せ下さい！

平成20年4月1日から、経営事項審査が大改正されます。全審査項目が見直しされ、全く新しいシステムとして生まれ変わります。
また、昨年の建設業法令遵守推進本部の設置により、これまでにも増して法令遵守の必要性が出てきました。
今年25周年を迎える建設業法実務研究会では、このような現状を踏まえて、経審や建設業法令に関するコンサルティングに積極的に対応しております。
お近くの会員に是非ご用命下さるようお願い申し上げます。

業法研究会員名簿

事務所所在地	氏名	電話番号	事務所所在地	氏名	電話番号	事務所所在地	氏名	電話番号	事務所所在地	氏名	電話番号	事務所所在地	氏名	電話番号
千代田区	岩戸康太郎	03-5848-8700	新宿区	田中博子	03-5908-4332	豊島区	佐藤正之	03-5396-6817	武蔵野市	杉田信	0422-22-6083
千代田区	上野勝男	03-3239-3487	品川区	大谷恵彦	03-3763-6731	豊島区	三上保昭	03-3980-4747	武蔵野市	清田みさ	0422-22-7226
千代田区	田中元英	03-3264-0105	目黒区	増田勝英	03-3491-9880	豊島区	山北浩史	03-5992-6463	三鷹市	田中秀人	0422-76-7000
千代田区	三須健次	03-3294-5089	大田区	榊原三根	03-3739-1916	板橋区	田尻鉄矢	03-3559-6009	府中市	飯島太一	042-362-1120
千代田区	矢島英夫	03-3264-5067	渋谷区	中西豊	03-3320-4671	板橋区	小林利弘	03-3932-3955	日野市	山田孝義	042-583-6716
港区	小関直人	03-3447-1758	渋谷区	長谷川紘一	03-3496-3261	足立区	小林裕一	03-5680-2781	国分寺市	高野陽子	042-323-6192
新宿区	石政武彦	03-3348-1447	渋谷区	梁取孝司	03-3496-0117	八王子市	小泉陽一	042-676-2370	あきる野市	中村意司	042-559-2692
新宿区	大麻博	03-5330-3147	渋谷区	小林裕門	03-3374-9521	八王子市	牧田静子	042-645-7316	西東京市	千葉達行	042-461-1414
新宿区	鈴木博之	03-5908-4331	中野区	佐藤侑子	03-3385-6335	立川市	大瀧一彦	042-521-6521			
新宿区	越石悦子	03-3208-0720	杉並区	石山政義	03-3317-3388	立川市	渡部久美子	042-537-2110			

お問合せ・ご相談は　建設業法実務研究会事務局　http://www.gyohoken.jp/
東京都渋谷区代々木2-23-1-1056（行政書士 中西豊事務所内）
TEL:03-3320-4671　FAX:03-3320-5062